

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 4 日

各 都道府県
指定都市 精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項に基づく
医療保護入院の取扱いについて

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項に基づく医療保護入院については、4 週間を限り認められており、また、同項に基づく医療保護入院については、入院届に係る精神医療審査会による審査が求められていないところです。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、同法附則第 2 条第 2 項に基づき、同法による改正前の法第 33 条第 2 項による医療保護入院者は、改正法による改正後の法第 33 条第 1 項の規定により入院した者と見なされることとなります。そこで、平成 26 年 3 月 4 日から改正法施行までの間の改正法による改正前の法第 33 条第 2 項に基づく医療保護入院者の取扱いについては、下記のとおりといたしますので、遺漏なきを期すとともに、管下市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 平成 26 年 3 月 4 日以降同月末までの間の改正法による改正前の法第 33 条第 2 項に基づく医療保護入院に当たって同意を行った扶養義務者は、家庭裁判所による保護者の選任の手続を行う必要は必ずしもないこと。
- 2 平成 26 年 3 月 4 日以降同月 21 日までの間に改正法による改正前の法第 33 条第 2 項に基づく医療保護入院を行った者であって、同年 4 月 1 日以後改正法による改正後の法第 33 条第 1 項により入院したものとみなされたものについては、入院から 10 日以内に改正前の法第 33 条第 2 項に基づく医療保護入院の届出（旧様式）

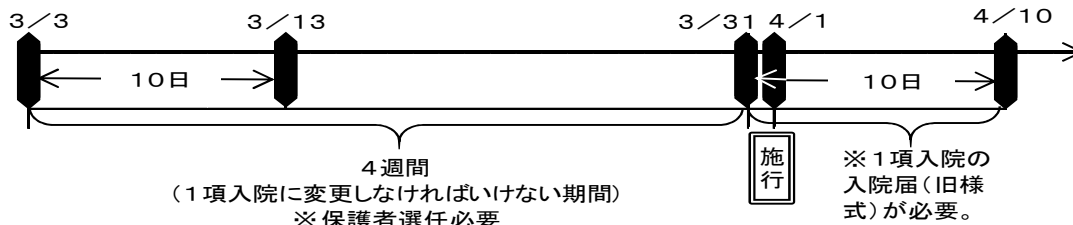
を提出させ、かつ、同年4月1日から10日以内に都道府県知事に入院届（新様式）を提出させること。

また、同月22日から同月末までの間に改正法による改正前の法第33条第2項に基づく医療保護入院を行った者であって、同年4月1日以後改正法による改正後の法第33条第1項により入院したものとみなされたものについては、同年4月1日から10日以内に都道府県知事に入院届（新様式）を提出させることとする。

これらの入院届（新様式）を受けた都道府県知事は、当該入院届を改正法による改正後の法第33条第7項に基づく入院届と同様に取り扱うこと。

① 3月3日までに2項入院した場合 ※以下の図は3月3日に2項入院した際の例示。

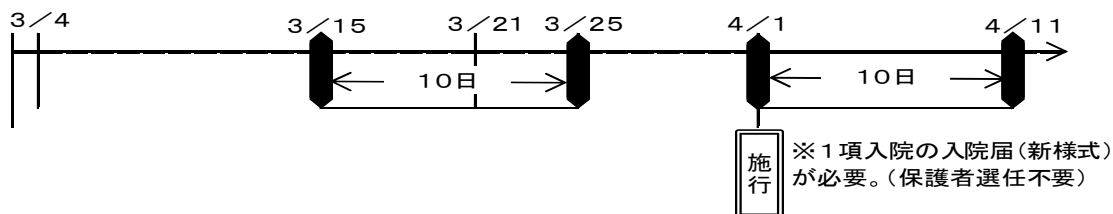
- ・入院から10日以内の2項入院届出が必要。
- ・保護者が選任された際及び保護者選任がなされず4/1までの間市町村長同意による医療保護入院を行う際に1項入院の入院届（旧様式）が必要。



② 3月4日以降21日までに2項入院した場合（保護者選任しない場合）

※以下の図は3月15日に2項入院した際の例示。

- ・入院から10日以内の2項入院届出が必要。（保護者の選任手続きを必ずしも行う必要はない）
- ・4/1から10日以内に1項入院の届出（新様式）が必要。

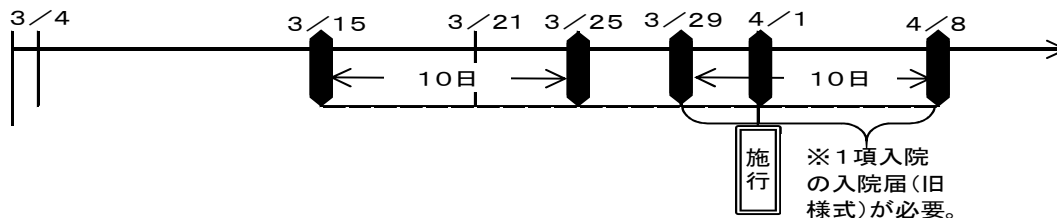


③ 3月4日以降21日までに2項入院した場合

（保護者の選任手続きを必ずしも行う必要はないが、選任することとした場合）

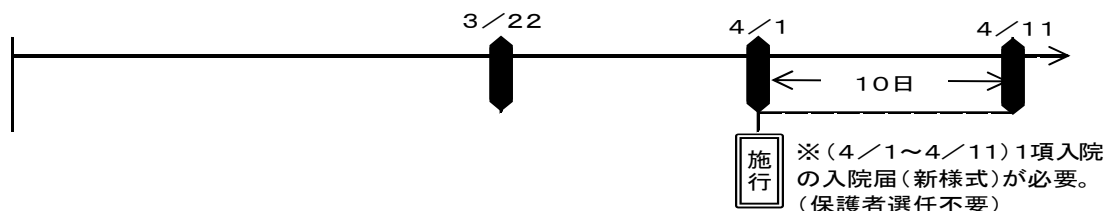
※以下の図は3月15日に2項入院し、3月29日に保護者選任した際の例示。

- ・入院から10日以内の2項入院届出が必要。
- ・法施行前の3/31までに保護者の選任を行ったため、選任後の3/29から10日以内に1項入院の入院届（旧様式）が必要。



④ 3月22日以降に2項入院した場合

- ・4/1から10日以内に1項入院の届出（新様式）が必要。



3 平成 26 年 3 月 4 日以降同月末までの間に改正法による改正前の法第 33 条第 2 項に基づく医療保護入院を行った者については、医療保護入院者退院支援委員会を開催することが望ましいこと。